



第15号様式(第40条)

許可第42号



一般廃棄物収集運搬業許可証

NO COPY

住所 東京都町田市本曽東一丁目34番6号

再複写無効
氏名 株式会社三凌商事

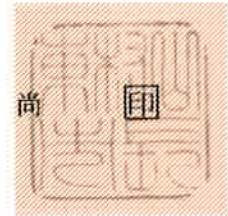
代表者 代表取締役 赤石 賢治

法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

平成30年6月13日付で申請のあつた一般廃棄物処理業許可申請については、東村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第50条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

平成30年8月11日

東村山市長 渡部 尚



記

- 1 許可業の別 収集・運搬（保管積替え及び積置きを除く）
- 2 廃棄物の種類 一般廃棄物（ごみ）
- 3 区 域 東村山市内に限る。
- 4 期 限 平成30年8月11日～平成32年8月10日
- 5 条 件 別途許可条件に限る。

5 許 可 条 件

1. 東村山市秋水園への搬入は一般廃棄物可燃ごみのみとする。
2. 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」、「東村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」、「東村山市環境を守り育てるための基本条例」など関係法令と条例を遵守すること。
3. 許可した事業所の他に、新規に事業所の一般廃棄物を取扱う場合には、事前に市と協議しなければならない。
再複写無効 (事前協議書の提出)
4. 処分にあたっては、次のとおり処分量等の結果を記録・保存すると共に、処分実績報告書（月次単位）を1回/年、市に提出報告するものとする。
5. 申請書作業計画に基づき、付近住民への環境に配慮し作業を行う。
また、万一苦情が発生した場合は、苦情者等に対し誠意をもって対応し、必要な対策を講じ、その結果を市に報告すること。
6. この許可条件に記載されていない事項の疑義や不測の事態が生じたときは、速やかに市と協議し解決を図るものとする。

変 更 事 項			
変更年月日及び 文書番号	件 名	変 更 内 容	印
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			